

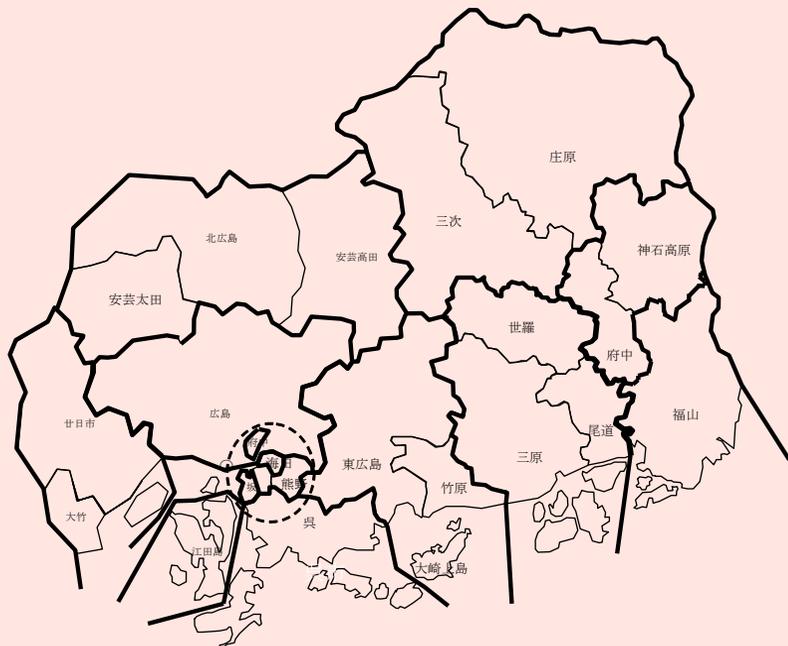
# 広島県

## 各圏域における地域包括ケアシステムの構築

広島県では、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けて、県全体の保健・医療・福祉の連携体制を整備した。

令和元年度から、圏域における地域包括ケアシステムの構築に向けて、保健所を中心とした医療・福祉などの関係機関との連携体制の構築の場を設置し、圏域の現状把握や課題の抽出等に取り組んでいる。

## 1 県、指定都市、中核市、特別区の基礎情報



### 取組内容

#### 【県での取組】

- ・精神障害者地域生活支援推進協議会を設置。
- ・圏域協議会間の情報交換会を開催。

#### 【各圏域での取組】

- ・圏域単位で協議の場を設置し、圏域内の課題抽出や解決に向けた協議を実施。
- ・圏域内関係者への研修会を開催し、圏域ごとに精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築を進めている。

### 基本情報（都道府県等情報）

障害保健福祉圏域数 (R5年5月時点)	7圏域	8	か所	
市町村数 (R5年5月時点)	23		市町村	
人口 (R5年4月10日時点)	2,759,702		人	
精神科病院の数 (R5年5月時点)	42		病院	
精神科病床数 (R4年6月30日時点)	8,387		床	
入院精神障害者数 (R4年6月30日時点)	合計	7,448	人	
	3か月未満 (%:構成割合)	1,394	人	
		18.7	%	
	3か月以上1年未満 (%:構成割合)	1,334	人	
		17.9	%	
1年以上 (%:構成割合)		4,720	人	
		63.4	%	
	うち65歳未満	1,489	人	
	うち65歳以上	3,231	人	
退院率 (H30年度)	入院後3か月時点	60.6	%	
	入院後6か月時点	77.0	%	
	入院後1年時点	85.6	%	
相談支援事業所数 (R4年4月時点)	基幹相談支援センター数	15	か所	
	一般相談支援事業所数	101	か所	
	特定相談支援事業所数	243	か所	
保健所数 (R5年5月時点)	10 (県7、政令市1、中核市2)		か所	
(自立支援)協議会の開催頻度 (R4年度)	(自立支援)協議会の開催頻度	2	回/年	
	精神領域に関する議論を行う部会の有無	有 (無)		
精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けた保健・医療・福祉関係者による協議の場の設置状況 (R3年3月時点)	都道府県	有	1	か所
	障害保健福祉圏域	有	8 / 7	か所/障害圏域数
	市町村	有	15 / 23	か所/市町村数

## 2 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けた取組概要（全体）

### 1 目的

精神障害者が地域の一員として安心して自分らしく暮らしをすることができるよう、精神障害者にも対応した地域包括ケアシステムの構築を推進する。

### 2 事業内容

#### (1)関係者による協議の場での課題抽出・解決策の検討

精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けて、関係機関による協議の場での課題抽出及び解決策の検討を行う。

#### (2)ピアサポーターの養成・活用

#### (3)精神障害者の地域生活に係る事業

病院関係者と地域支援者が連携し、精神科病院入院者が退院後に地域で生活するために必要な支援方を検討し、支援を実施する。

#### (4)精神障害者の住まいの確保に係る事業

地域での精神障害者の生活の場の確保、施設等の機能強化、職員のスキルアップについて検討する。

#### (5)精神障害者の地域生活支援関係職員に対する研修

#### (6)精神障害者の家族支援に係る事業

精神障害者家族相談支援事業（補助金事業）

#### (7)普及啓発に係る事業

心のサポーター養成事業（モデル事業）

※（1）～（7）の事業を行うに当たり、県密着アドバイザー・広域アドバイザーを設置し、圏域毎の活動の支援を行う。

### 3 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けた取組の経緯

・「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」という新たな政策理念が明記された。  
・これを受けて、精神障害者が地域の一員として、安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、各圏域の保健・医療・福祉関係者と連携を図り、「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」の構築を推進している。

#### ●平成30年度

・県協議会の設置

#### ●令和元年度

・圏域協議会(7圏域8か所)の設置

・ピアサポーター養成・派遣事業(モデル事業・東部保健所管内)の実施

#### ●令和2年度～

・県協議会で各圏域協議会の課題の共有及び解決策の検討

・圏域協議会における課題整理及び解決策の検討

・養成したピアサポーターによる地域支援の実施(東部保健所管内)

#### ●令和3年度～

・ピアサポート研修の開始

#### ●令和5年度～

・県密着アドバイザー圏域担当制の開始

・心のサポーター養成事業実施(モデル)

## 4 精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築に資する取組の成果・効果

＜令和4年度までの成果・効果＞

課題解決の達成度を測る指標	目標値 (R4年度当初)	実績値 (R4年度末)	具体的な成果・効果
①協議の場の実施	7圏域8か所 +県	7圏域8か所	各圏域において、コロナ禍でも工夫しながら圏域の現状課題について協議や研修会を実施できた。
②ピアサポート研修の実施	基礎:132 専門:131	基礎:102 専門:101	目標の受講者数には届かなかったが、受講者に対してピアサポートに関する情報や技法を提供できた。 また、オンライン開催とすることで、受講者が参加しやすい環境を整えることができた。

5 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けた現時点における強みと課題

【特徴(強み)】

全圏域に協議会を設置し、保健・医療・福祉関係者等との顔の見える関係の構築や圏域課題の抽出・解決に向けた取り組みが実施されている。県全体として、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けての共通認識がある。

課題	課題解決に向けた取組方針	課題・方針に対する役割(取組)	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・県、圏域、市町の方向性や課題の共有</li> <li>・入院患者や関係者が地域の社会資源の把握や活用を十分できていない可能性がある。</li> <li>・地域で生活する当事者を保健と福祉が連携して地域全体で支援する必要がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県、圏域、市町の協議の場で明らかになった課題や取組の共有と課題解決に向けた協働</li> <li>・各圏域関係者に対する研修会の実施や、措置入院患者等への退院支援の実施</li> <li>・心のサポーター養成事業の実施、保健と福祉の連携体制の構築</li> </ul>	行政	保健所と市町の協働により、関係機関との連携を図る。
		医療	協議の場で共有した現状や課題について、医療機関内外の理解と連携を促進する。
		福祉	協議の場で共有した現状や課題について、事業者間の理解と連携を促進する。
		その他関係機関・住民等	必要に応じて、関係団体が協議に参画する。
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ピアサポート研修の実施にあたり、受講者数が想定より少ない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・研修の受講者募集にあたり、県ホームページによる広報に加え、障害福祉サービス事業所への個別の周知を図る。</li> </ul>	行政	ピアサポート研修の実施
		医療	—
		福祉	研修の受講及び事業所等での活用
		その他関係機関・住民等	関係団体による必要に応じた県への協力

課題解決の達成度を測る指標	現状値 (今年度当初)	目標値 (令和5年度末)	見込んでいる成果・効果
①協議会・研修会の開催状況	0	7圏域8か所	圏域課題解決のための検討ができる
②措置入院者等退院後支援実施割合	集計中	70%	措置入院者等が再入院せず地域で安心して生活できる
③ピアサポート研修の修了者	基礎:102、実践:101	基礎:152、実践:151	ピアサポーターの事業所内での活動の浸透により、各地域での自立支援につながる

※指標設定が困難な場合は、代替指標や定性的な文言でも構いません。

## 6 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築のための連携状況

### 【にも包括構築の体制】

圏域における地域包括ケアシステムの構築に向けて、保健所を中心とした医療・福祉などの関係機関との連携体制の構築の場を設置し、圏域の現状把握や課題の抽出、管内市町の協議の場への支援に取り組む。

所管部署名	所管部署における主な業務
疾病対策課	圏域協議会への支援
障害者支援課	ピアサポート研修の実施

連携部署名	連携部署における主な業務
住宅課	住宅支援協議会の運営等

各部門の連携状況		強み・課題等
保健	圏域協議会を運営し、圏域の医療・保健・福祉の連携体制を構築している。また、保健所管内の措置入院者等に関する支援を定期的実施。	圏域協議会により、顔の見える関係が構築され、圏域独自の課題を抽出している。措置入院者等への退院後支援も圏域の強み・課題の発見につながっている。市町によっては保健と福祉のにも包括に関する情報共有ができていない可能性がある。
医療	各圏域協議会には病院関係者が参加している。	病院関係者が障害福祉サービス等事業者、行政の間で、個別ケースを通して情報交換や意思疎通がスムーズに実施できている。
福祉	各圏域協議会または部会には福祉関係者が参加している。	協議の場に福祉関係者も委員として参加している。個別ケースを通して情報交換や意思疎通がスムーズに実施できている。
その他関係機関・住民等	各圏域協議会または部会には当事者家族が参加している。	

7 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築のための協議の場の実施状況

名称	協議の場の構成員	開催頻度	実施内容	特記事項等(課題・強み等)
広島県精神障害者地域生活支援推進協議会	医療・保健・福祉関係機関、行政担当者等	年1回	精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築や事業の実施、評価の検討等	
(各圏域)精神障害者地域生活支援推進協議会	医療・保健・福祉関係機関、行政担当者等	年1～2回	圏域内におけるにも包括の構築や事業の実施、評価の検討等	
(各圏域)精神障害者地域生活支援推進協議会部会	医療・保健・福祉関係機関、行政担当者	年1～2回	実務者での事業の実施、評価の検討等	

【その他事項】 ※協議の場運営における課題や悩んでいる点、アドバイザーに相談したい事項など、自由に記載ください

8 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けた今年度の取組スケジュール

時期(月)	実施する項目	実施する内容
随時	ピアサポーター派遣に関する調整・派遣  心のサポーター養成事業(4回)	新型コロナウイルス感染症を踏まえた、今年度の派遣計画の調整を、関係各所と行い、派遣を実施する。  県内2圏域、県内保健所、市町職員等、住民を対象とした心のサポーター養成事業を実施する。
R5年4月	ピアサポーター研修に係る委託契約の実施 各圏域の取組状況の把握 家族相談支援事業の実施	関係団体との契約を行い、事業を開始する。  各圏域協議会の令和4年度の取組状況を取りまとめる。 家族会連合会において家族相談支援事業を実施する。
R5年5月	広域・密着アドバイザーとの打合せ	今年度の事業方針を協議する。
R5年6月	・国会議への参加 ・ピアサポート研修の検討会 (R5.11月頃まで・随時)	・可能な範囲で対面にて参加し、県担当者とアドバイザーで協議する。 ・関係各所と研修カリキュラムの検討を行う。
R5年8月	・各圏域において協議会・実務者会議の開催 ・ピアサポート研修(フォローアップ研修)の実施	・各圏域の協議会や実務者会議において、課題に対する解決策の検討、取組の評価を実施する。 ・検討会において決定したカリキュラムに沿った研修を実施する。

8 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けた今年度の取組スケジュール

時期(月)	実施する項目	実施する内容
R5年9月	広域・密着アドバイザー、総合精神保健福祉センター担当者、県担当者会議	事業進捗状況の共有、課題等における支援策の検討、担当者会議の打合せをする。
R5年10～11月	各圏域担当者会議	上期における各圏域の取組報告、圏域研修会等の情報交換、圏域や市町の好事例の紹介を行う。
R5年12月	・各圏域において研修会の開催(12～3月) ・ピアサポート研修(基礎研修)の実施	・圏域課題の解決及び普及啓発・人材育成のため、圏域ごとに研修会を実施する。 ・検討会において決定したカリキュラムに沿った研修を実施する。
R6年1月	ピアサポート研修(専門研修)の実施	検討会において決定したカリキュラムに沿った研修を実施する。
R6年2月	来年度の事業実施に向けた検討(2～3月)	来年度以降に向けた方針を関係各所と検討する
R6年3月	・広域、密着アドバイザー、総合精神保健福祉センター担当者、県担当者会議 ・ピアサポーター交流会の開催	・下期における各圏域の取組報告、圏域研修会等の情報交換、次年度の事業計画の共有 ・担当者会議の振り返り、次年度の事業計画の共有及び支援策の検討 ・ピアサポーターが集まり、今年度の取組を振り返る。